

建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度に関する規程

第1章 総 則

第1条（本見舞金補償制度の運営）

本規程の運営のため、会社は一般社団法人建設技能人材機構（以下、「JAC」という。）が保険会社と締結する損害保険契約における被保険者となる。

第2条（目的）

この規程は、会社が雇用する1号特定技能の在留資格を有する外国籍従業員（以下「特定技能外国人」という。）に対する「更なる福利厚生の実と働きやすさの向上」を目的に見舞金補償制度を定める。

第3条（本見舞金補償制度の補償対象者）

この規程は、会社に雇用される特定技能外国人に適用する。

第2章 業務災害補償

第4条（法定外補償の適用）

- (1) 会社は、補償対象者が業務上（通勤途上を含む。以下同様とする。）の事由により、死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷の被害（以下「身体の障害」という。）を被り、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による業務災害に対する補償給付が行われた場合には、労災保険法とは別個に法定外補償を行う。
- (2) 補償対象者が業務上の事由により、死亡、後遺障害、身体の障害を被った日時時点で、第3条（本見舞金補償制度の補償対象者）の規定を満たしている場合、その翌日以降に同条の規定を満たさなくなった場合であっても、会社は、補償対象者本人またはその遺族に対して補償を行う。

第5条（業務災害の認定）

- (1) この規程の適用上、業務災害あるいは後遺障害等級、休業日数の認定等については、労災保険法を所管する官庁の認定に従うものとする。
- (2) 業務上または業務外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労災保険法の規定及びその運用解釈によるものとする。

第6条（補償の種類）

この規程により行なう補償の種類は次の①から③までに掲げるとおりとする。ただし、本条とJACが加入する保険契約の内容が異なる場合には、保険契約の内容のとおりとする。

① 死亡補償

会社は、補償対象者が業務上の事由により死亡した場合は、その補償対象者の遺族に

対し、別表 1 の死亡見舞金を支給する。ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。

② 後遺障害補償

会社は、補償対象者が業務上の事由により被った負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて、別表 2 の後遺障害見舞金を支給する。障害等級認定は労災保険法に従う。障害が 2 以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

③ 休業補償

会社は、補償対象者が業務上の事由により被った負傷・疾病の治療のため休業したことで賃金の支給を受けない場合、その休業日数に応じて、別表 3 の休業見舞金を支給する。休業日数認定は労災保険法に従う。

第 7 条（補償の適用除外）

会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害（これらの事由によって発生または拡大した身体の障害を含みます。）については補償を行わない。ただし、本条と J A C が加入する保険契約における補償の適用除外の内容が異なる場合には、保険契約の内容のとおりとする。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害
- ② 地震、噴火、津波または風土病または核燃料物質（その汚染物をふくむ）による身体障害
- ③ 補償対象者の故意もしくは故意の犯罪行為または重大な過失のみによって生じた当該補償対象者の身体障害
- ④ 車両の泥酔運転または無免許運転の間に生じた当該運転補償対象者の身体障害

第 3 章 見舞金の給付

第 10 条（事故の通知）

- (1) 補償対象者またはその遺族がこの規程の定めるところによって見舞金の給付を受けようとするときは、事故の日の後、直ちに事故日時、事故発生の状況等を書面により会社に通知しなければならない。
- (2) 補償対象者が会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、またはその報告について知っている事実を告げなかった場合もしくは不実のことを告げた場合は、会社は、見舞金を支払わない。

第 11 条（書類の提出）

補償対象者またはその遺族がこの規程の定めるところによって見舞金の給付を受けようとするときは、別表 4 に掲げる書類に必要事項を記載し、速やかに会社に提出しなければならない。

附 則

(施行時期)

この規程は 2024年1月1日より実施する。

別表1 死亡補償

補償の種類	見舞金給付額
死亡見舞金	500万円

別表2 後遺障害補償

補償の種類	見舞金給付額
後遺障害見舞金（1級）	500万円
後遺障害見舞金（2級）	500万円
後遺障害見舞金（3級）	500万円
後遺障害見舞金（4級）	350万円
後遺障害見舞金（5級）	300万円
後遺障害見舞金（6級）	200万円
後遺障害見舞金（7級）	120万円
後遺障害見舞金（8級）	50万円
後遺障害見舞金（9級）	40万円
後遺障害見舞金（10級）	30万円
後遺障害見舞金（11級）	20万円
後遺障害見舞金（12級）	20万円
後遺障害見舞金（13級）	14万円
後遺障害見舞金（14級）	10万円

別表3 休業補償

認定休業日数	見舞金給付額
休業4日以上30日以下	5万円
休業31日以上	10万円

別表4 見舞金給付申請に必要な書類

提出書類	見舞金種類		
	死亡	後遺障害	休業
1. 見舞金給付申請書	●	●	●
2. 労災保険法等の支給決定通知書（写）	●	●	●
3. 労災保険法等の死亡診断書または死体検案書（写）	●		
4. 労災保険法等の後遺障害診断書（写）		●	
5. 労災保険法等の労働者死傷病報告書（写）	●	●	●
6. 医師の診断書（写）			●

(注) 見舞金を給付申請する場合は、●を付した書類を提出しなければなりません。

コピーしてご利用ください

見舞金給付申請書

(会社名)

御中

[申出日] 年 月 日

[申出者]

従業員氏名 _____

※ 1. 死亡、2. 後遺障害のうち高次機能障害などの場合は、従業員親族氏名を署名してください。

私は、「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度に関する規程」に基づき、下記のとおり見舞金給付を申請します。

記

該当する番号に○をつけて下さい。

1. 死亡見舞金	死者	(1)氏名	
		(2)住所	
		(3)申出者との続柄	配偶者・子・父母
	(4)死亡した日時	年 月 日 AM・PM :	
	(5)死亡した原因		
	(6)死亡した場所		
2. 後遺障害見舞金	(1)受傷した日時	年 月 日 AM・PM :	
	(2)受傷した原因		
	(3)受傷した場所		
	(4)後遺障害等級		
	(5)医療機関		
3. 休業見舞金	(1)入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	(2)傷害・疾病名		
	(3)医療機関		